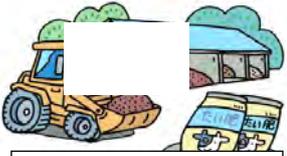


(3) 多面的機能の更なる発揮に向けて

都市の農業は、消費者と近接しているという立地条件を活かし、新鮮・安全な農産物の供給に加え、防災機能、交流・レクリエーション、癒し・福祉、教育・学習・体験の場の提供、自然環境保全機能、ヒートアイランド現象の緩和など、いわゆる多面的役割を果たしている一方、高齢化や後継者不足等の担い手不足や農地面積の減少などの課題も抱えている。

今後の都市農業の展開においては、安定的かつ持続的な農業経営の確立はもとより、これら多面的機能の一層の発揮に向けて、都市住民の理解のもと、ニーズに応じた多様な取り組みを継続的に実施していくことが重要である。

都市の農業・農地の果たしている多面的役割

 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">防災機能</p> <p>災害時の避難場所、延焼の遮断、仮設住宅建設用地の提供など</p>	 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">交流・レクリエーション機能</p> <p>農園での市民相互・農家との交流を通じたコミュニケーションの形成など</p>	 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">教育・学習・体験機能</p> <p>自然や農業を通じた情操教育や環境教育など</p>
 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">ヒートアイランド現象の緩和</p> <p>農地や水路等の水の蒸散による気温上昇抑制効果等による気候緩和など</p>	 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">農産物生産機能</p> <p>食料生産等の農業の基本的機能</p>	 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">癒し・リフレッシュ機能</p> <p>生産・収穫の喜びや農業を通じた高齢化防止、園芸療法によるリハビリテーション・精神安定等</p>
 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">景観形成機能</p> <p>潤いのある景観、日本の原風景、季節の変化を感じる風景等の形成</p>	 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">リサイクル機能</p> <p>農業の物質循環的機能を活かした、有機資源の堆肥化による環境保全型農業の実施</p>	 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">自然環境保全機能</p> <p>大気や水環境の保全、生態系維持機能、遺伝資源保全など</p>

出典(イラスト)：河北潟干拓土地改良区パンフレット

首都圏郊外における今後の都市農業の展開手法

都市農業経営のあり方・展望

地産地消の推進

環境保全型農業の推進

担い手育成と技術継承の仕組みづくり

農業者の共同組織化の推進

都市住民と農業とのふれあいの場づくり

市民農園の拡充

体験農園の推進

学農農園・食育の推進

福祉やセラピー機能と結びつけた農業の展開

都市農地保全のあり方

多様な主体の連携に基づく農地保全体制の確立

農地利用調整を行う仕組みづくり

防災協力農地としての協定の締結推進

農業振興地域制度・生産緑地制度の活用

相続税等の納税猶予制度の堅持等

市民の積極的な参画を促進

2. 都市農業経営のあり方・展望

(1) 地産地消の推進

1) 魅力ある直売所の展開

都市農業で生産した農産物の地元直売所での販売は、基本計画で示している「消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係」である地産地消の取り組みである。直売所は農家の庭先など小規模のものから、JA等が設置する共同直売所が展開するのに伴い、品揃えも豊富になったが、年間を通じた地元産農産物の提供など地域住民のニーズを満たす水準に達していない直売所も見受けられる。

そのため、直売所の参加者相互間での農産物の計画的生産や、直売所間での結う融通、市民農園で生産された農産物の販売等により、品揃えを確保する取り組みを進める必要がある。

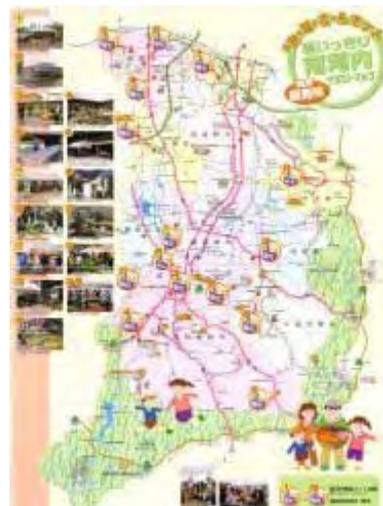
直売所の連携組織の設立

富田林市南河内地域では個人や組織で運営する農産物直売所が近年急増し、平成15年現在100か所（農家が個人運営している直売所や農事組合法人が運営している直売所など）を超えていた。

このため、南河内農業改良普及センターは、地域内の農産物直売所の連携を図ることを目的に平成15年9月に連携組織「南河内産直ネットワーク（略：み・な・さ・んネット）」を設立した。同ネットの構成員は、地域内の組織運営15グループ（2つの農事組合法人、8つの朝市協議会・運営委員会等、3つの研究会、3つのJA主体グループ）が参加している。

同ネットでは、イベントの開催やグループ間の品物の融通、各直売所の視察を行うことにより、年間を通じた品揃えや各直売所の運営改善に役立てられている。また、「朝市直売所イラストマップ」を5万部作成し、地域内の市町村や道の駅等に設置しPRに努め、直売所の活性化を図っている。

連携組織の設立により、店舗レイアウトや照明設置場所の改善、バーコードの導入など販売方法の見直しなどが実施され、顧客増加につながっているとともに、グループ間で農産物を融通しあうことで年間を通じて品揃えが充実し、直売所の販売増加につながっているなど、取り組みの効果が得られている。



朝市直売所イラストマップ

資料：近畿農政局HP（現地農林漁業現地情報）

2) 契約栽培等の推進

都市農業としての立地を生かし、量販店や生協等との契約栽培に取り組んでいくことが考えられる。また、都市部を中心に専門料理店等ではこだわりのある外食店が増加しており、特徴のある農産物へのニーズは高まっているため、これら外食産業との連携も不可欠である。

さらに、農業者と地域の商業や食品加工業の事業者が提携し、地場産の農産物を使った商品やメニューを提供するとともに、集客力が高いレストランや商店、土産物の製造事業者等と提携することにより、調理や加工を通じて農産物の付加価値を高めることができるとともに、地域の内外に地場産農産物の魅力をアピールしていくことが重要である。

業務用作物栽培による企業の経営の確立

江戸川区のT氏は、施設栽培による業務用作物の栽培を古くから手がける、企業的な農業経営者である。当初は、コマツナやホウレンソウなどの都市近郊多品目生産を行っていたが、シントリナやチンゲンサイなどの中国野菜、そして香辛作物のハーブ野菜の栽培による業務用作物生産へと転換した。

独自ブランド化の成功を契機として、千葉県内に第二、第三の農場を建設し、常時従業員5名、常用パート2名、非常勤のパート2名が従事する企業の経営を展開してきた。

業務用作物という新たな市場開拓とレストラン等への直接販売によって、独自の価格設定による経営の安定化・高収益化が可能となっている。

資料：「都市農業に生きる」2006.4

フレッシュなハーブを直接レストランに供給

西東京市のN農園は、昭和59年からスーパーとの契約栽培でハーブづくりを始め、現在では都内の有名レストランやホテルをはじめ、全国に出荷している。

5,000㎡の施設では、あらゆる注文に応じられるよう、年間を通じて約30種類のハーブが栽培されている。香の良さは、良質な堆肥と深耕による土づくり、有機質肥料を主体とした肥培管理にある。また、天敵やフェロモン資材、害虫を誘引する蛍光灯の活用など、農薬に頼らない技術を駆使し、人と環境に優しい安全なハーブづくりに心がけている。今では、レストランのシェフが直接畑を訪れて、新しいメニューを考え、品目・規格のオーダーをするなど、立地条件を活かした取り組みとして注目される。

資料：「新たな可能性を切り拓く東京農業の挑戦～東京農業振興プラン～」2001.12

3) 地場産農産物認証制度の設立

地元で生産された農産物を販売する商店や地場産農産物を用いる飲食店等を対象とした認証制度を創設し、商品やサービスを提供する際に、消費者に対して地元産農産物、または同農産物を使用したメニュー等であることを表示することを条件として、店舗に掲げる認定証やマーク等を提供することが考えられる。

さらに、上記の発展形として、市外にも広く流通し、地元産であることをアピールすることが効果的である農産物を対象として、対象品目と品質基準を作成し、これをクリアする農業者に対して認証シール等を提供する原産地認証制度を創設することもあげられる。

これらの制度により認定された商店や飲食店、及び農業者へのメリット提供の一環として、各自治体のホームページや広報誌等の広告媒体を通じて認定事業者・認定商品を積極的に紹介し、PRを行うとともに、制度の設立や運用において消費者グループと連携することにより、消費者のニーズを踏まえた展開や口コミによる情報発信を図ることが効果的と考えられる。

知的財産権の活用を重視した地域ブランド化の取り組み

埼玉県本庄市では、産学官の地域連携の街づくりに取り組んでおり、その一環として、東京農工大学の教授を会長に地域の野菜農家7名が参画して、平成14年4月、C研究会が結成された。C研究会は知的農業集団を目指して学習を行なうとともに、糖度の高い長ねぎやこくのあるきゅうり等、良質でおいしい野菜のみに独自ブランド名を付けて販売し、地域ブランド化の取組を進めている。

また、産地情報や生産農家のホームページを閲覧するための二次元コードを添付した農産物の店頭販売の実験等も行なっている。C研究会への入会は、エコファーマーの認証を持つ認定農業者であり、インターネットと電子メールの使用を条件とする。

地域ブランドを維持するために、農家の厳格な評価を行い、農場から食卓までの青果物の品質管理ができる仕組みづくりを目指している。さらに顧客への情報提供の仕組みを特許申請するとともに、研究会の名称を模写した商標の登録を行なうなど、知的財産権の活用を重視した前略を推進している。



添付するシール(見本)



糖度の高い長ねぎの調整作業

資料：「平成18年度 食料・農業・農村白書」

(2) 環境保全型農業の推進

1) 減農薬・減化学肥料栽培の推進

都市住民が都市農業に最も期待するものの1つは、新鮮で安全・安心な農産物の供給である。首都圏の自治体が策定した都市農業の各種振興計画においても、地域住民への新鮮で安全・安心な農産物の供給は、最も重視している点の1つであり、そこでは農業生産における環境への配慮を掲げている計画も多い。

農業生産に伴う環境負荷の低減を図り、良好な農空間を形成していくため、減農薬・減化学肥料栽培等を推進していく必要がある。

2) 有機資源リサイクルシステムの構築

資源やエネルギーの面で一層の循環・効率化を進め、環境への負荷の軽減を図っていくため、農業のもつ物質循環機能を活かす取り組みを進める必要がある。

家畜ふん尿や農作物残さ等の農業内から発生する有機資源をはじめ、家庭の生ゴミや食品産業副産物など農業外で発生する有機資源についても、農業生産における有効利用を進めていく。また、農業用廃プラスチック等農業生産活動に伴って発生する廃棄物のリサイクル利用を進める。

家庭生ごみの堆肥化利用による資源循環システムの構築

相模原市のA農園では、生ゴミを考える市民グループと協力し、市内の家庭からでる生ごみを堆肥化し、野菜にして返す活動を行っている。

ごみの減量化と体に良い食材を望む消費者と、本物の野菜の味を知ってほしい農業者との思いが重なってはじめられた。

取り組みにあたり、畑への生ごみ堆肥の施用のモニターから始め、生ごみを出す家庭や実際の回収作業からの要望も聞くことで、本システムが確立した。

現在、市内約30世帯が参加しており、これら世帯は同農園の顧客にもなっている。



各家庭から回収される
バケツの洗浄作業

市街地の酪農家の家畜ふん尿利用

東京都八王子市のIファームは市街地の中に位置し、乳牛の増頭・フリーストール化に伴い近隣住民から臭気対策が求められたが、検討の結果敷料にコーヒーやカカオの外皮を用いることで解決した。牧場内に堆肥化施設を設置し、その外皮の完熟堆肥化を図り近隣の野菜農家等に提供している。

(3) 担い手育成と技術継承の仕組みづくり

農業従事者の高齢化や農家数の減少などを背景として、都市農業の担い手の確保・育成は重要である。

一方、農業ボランティアの登録数の増加や新規就農希望者の増加等、都市住民の農業への参入の気運は向上しているとともに、農業者のなかには自らの子弟に限らず広く農業経営の後継者を求める者も見受けられる。また、市民農園の利用者のなかには、貸付面積の拡大を要望する者も少なくない。

そのため、都市農業の担い手の育成の一環として、市民農園や農業ボランティアを位置づけるとともに、農家の共同による農業法人の設立や技術研修や新規就農の受け入れ体制の構築を含め、段階的な担い手の育成を図っていくことも考えられる。

イメージ：体験農園⇒市民農園(小規模)⇒市民農園(中規模)⇒農業ボランティア
⇒新規就農(農業法人を含む)

小・中・大規模の市民農園の設置による段階的な農業参入システムの確立

相模原市では、特区制度を活用し、農地取得下限面積要件を30aから10aに緩和し、市民が小規模ながらも農地を自ら取得し農業を始める「ステップアップ市民農園」に取り組んでいる。て返す活動を行っている。

この取り組みは、「定年帰農希望者」の増大を背景として、農業研修卒業者や市民農園の規模拡大希望者等を新たな農業へ参入者と位置づけ、実施しているものである。

同市では、「市民農園(市)10㎡」→「市民農園(県)100～500㎡」→「ステップアップ市民農園」1,000㎡という耕作規模別の市民農園が設置されており、市民農園の規模を徐々に大きくし、市民が農業への参入していくシステムを構築している。

■市民農園(市)：相模原市賃貸事業

■市民農園(県)：神奈川県賃貸事業「中・高年ホームファーマー」

■ステップアップ市民農園：

構造改革特別区域法に基づき追加された「農地取得に際する下限面積要件緩和(10a以上)」を活用

農業者と市民が共同で農業生産法人を運営

相模原市のA農園は、資本金 340 万円のうち4分の3を農業者6人が、残り4分の1を地元消費者有志17人が1人5万円ずつ出資[※]して設立した農業生産法人である。

設立のきっかけは、同農園の代表者が始めた田植えや稲刈りなどの「米づくりイベント」である。しかし消費者から「米づくりを最初から最後までやりたい」との要望が強まり、耕起や代かきなどの全作業を、さらに畑作業までも実施するようになった。その後、地域の農業者との信頼関係もできた上、消費者側から本格的な農業への参入の希望が寄せられたため、農業生産法人を設立することとなった。

同法人では構成員の農業者の農地ではなく、市内の遊休農地を再整備することで利用するなど、市内の農地保全を意識した取り組みを、市民と協働で実施している。

経営耕地面積は、平成18年現在水田3.4ha・畑4.5haであり、数年後には10ha以上となると想定しており、市民と農業の共同出資による新たな農業の担い手として位置けられる。

※市民が同法人と5年間の継続的な農産物購入の契約

【農業ボランティアの育成】

1) 技術研修会の継続

多くの自治体で農業ボランティアのための技術取得のための研修を実施し、農業ボランティアが育成されているが、農業従事者の高齢化の進行をふまえ、引き続き各自治体における農業ボランティアの育成が必要である。

2) 農業ボランティアと受入農家をつなぐシステムの構築

上記技術研修会を通じて農業ボランティアを育成しても、これらボランティアを活用する農家数が少ないため、ボランティアが農作業を十分に行なえないという問題がある。また、研修を受けて農作業を体験しても継続的に活動を行わない者が一部みられる状況にある。

このため、農業ボランティアが活動する農家が不足するような場合には、自治体やJA間で連携・調整し、意欲的なボランティアが活動できる場を確保していくようなシステムを構築する必要がある。

(4) 農業者の共同組織化の推進

1) 農業機械の共同利用の促進

都市農業は、施設栽培の導入や契約栽培、加工、観光農園化等により、高収益化を図っている農家が少なくない一方、規模の縮小・自給的農家への転じている農家も多く、二極分化している。

小規模農家や自給的農家では、トラクターや田植機・稲刈機等、比較的投資金額のかさむ農業機械への投資をためらい、この投資の断念を契機として、農業経営を断念する事例も見受けられる。また、市民農園を実施している都市住民の中には、比較的広い面積の農園を借りている者もあり、一時的な農業機械利用のニーズは高いと思われる。

そのため、地元JA等が中心となり、農業機械利用銀行等を設立し、農業機械の共同利用を促進していくことが考えられる。

また、高齢化等により基幹的な農作業を実施できない農家への支援策として、農作業受託調整システムを導入していくことも考えられる。

2) 販売・加工の共同化

意欲のある農業者の中には、独自販売や加工への進出を思い描いているが、資金や経営規模の制約から、これらの取り組みを躊躇している者も見受けられる。

そのため、農業者が組織化し、例えば生産した生乳をソフトクリーム等に加工して自ら販売するなど、農産物の付加価値向上や収益拡大の取り組みを進めることが重要である。

酪農家が共同でアイスクリーム工房を設立

町田市の酪農家が共同でジェラート作りを行う農事組合法人を平成6年に設立し、独自ブランドの乳製品開発を行い、好評を博している。

この取り組みは、各種行事で消費者と交流するなか、「町田市産の牛乳で作られた乳製品が、町田では食べられないのか」という消費者の声が契機となり、農業改良普及センターの指導のもと、取り組みが開始された。低温殺菌の実施や本場イタリア製の機械の導入など、こだわりのある製品づくりに努めており、平成12年には年間売り上げが1億円を突破している。

開業3年目から黒字になったこの取り組みにより、構成する酪農家の農家収入は平均3割増加しており、酪農家の収入増加に大きく貢献している。

資料：東京都南多摩農業改良普及センター「乳製品加工による東京酪農の生き残り策」

3. 都市住民と農業とのふれあいの場づくり

(1) 市民農園の拡充

市民農園とは、一般に都市住民や農地を持たない方々がレクリエーションの目的などで、小面積の農地を利用して野菜や花などを栽培するための農園のことで、最近では自然志向を背景に、食べ物の安全性や環境問題が議論される中で、身近で本格的な農業を体験できる場として市民農園を利用する人々が増えている。

さらに、農業そのもののみではなく、食育、健康づくり、リハビリテーション、自然とのふれあいなど、市民農園への期待が高まっている。また、都市住民に貴重な緑地空間を提供する手法としても、位置づけられている。

平成 11 年制定の「食料・農業・農村基本法」では、市民農園を国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりある生活に資すると位置付けられており、平成 17 年 3 月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」の中では「都市と農村の交流の促進」、「都市及びその周辺の地域における農業の振興」に資する取組みとして位置づけられている。

平成 17 年 9 月には改正特定農地貸付法が施行され、地方公共団体及び農業協同組合以外の者であっても市民農園の開設が可能になった。また、平成 18 年 3 月には、「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」が農村振興局長から通知され、市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、栽培された農作物のうち自家消費量を超えるものを直売所等で販売することができるようになっている。

現在市民農園は、抽選待ちの状態の箇所も多いが、自治体による農地の買い上げは財政負担が大きく、また、市民農園を開設する場合には納税猶予特例が適用されないために、都市部を中心として市民農園の設置数は減少している地域もある。また、農園への倉庫の設置や不耕作等の利用者のマナーの悪化や、周辺住民からの土ぼこりや騒音等に対する苦情が寄せられている事例もあり、地方公共団体によっては、今後の新たな設置を取りやめているところも見られる。

今後、昭和一ケタ代の離農による農地の荒廃化等が懸念されるなかで、その対策としても市民農園は重要な位置をしめ、都市住民の自由な耕作が可能で高いニーズがあると思われる市民農園については、市民農園整備促進法や特定農地貸付法に則り、市民農園の拡充を図っていくことが重要である。

また、本格的な就農を視野に入れた大区画の市民農園を設置し、新たな農業の担い手育成を図っていくことも考えられる。

(2) 体験農園の推進

農業者が農業体験の場を提供し、農業体験を希望する都市住民が、体験料・指導料、収穫する農作物の買取料金を支払って、農家の支持に基づき、農作業を行い体験する農業体験型農園の取り組みが各地に広がりつつある。この取り組みは、相続税の納税猶予特例が適用され、労働力不足の解消にもつながるため農家側のメリットがあるとともに、自治体が開設する市民農園と比べて管理運営の負担が軽減されるというメリットもあることから、各地で積極的に展開していくよう推進していく必要がある。

また、都市住民が容易に農業にふれることが出来る作業体験会やもぎ取りなども、農業のレクリエーション機能を活かし、農業を理解する機会を創出する場として評価される。

練馬区農業体験農園

東京都練馬区では、農家自らが開設し運営する農業体験農園が実施している。この取り組みは、平成4年の生産緑地法を契機として農家自らが運営する農園を練馬区に対して提唱し、平成8年から開始されたものである。

利用者は、入園料・野菜収穫物代金（1区画30㎡、年31,000円）を農家に支払い、農家の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを実施する。農家は、作物の選定・作付計画を行い、種・苗・肥料・資材・農具等を用意するとともに、野菜作りの講習会も開催している。

練馬区からは、農園の整備・運営費用が助成されており、農家は10aあたり約100万円の粗収益が確保できるよう、制度設計がされている。

平成19年4月現在、練馬区内で12農園が開設される予定であり、都市農業の機能と役割を最大限に発揮した先進的な展開手法として、全国的な注目を集めている。

資料：「練馬区広報誌」、練馬区HP

地域・消費者に密着した酪農経営の展開

東京都八王子市のIファームは、消費者との結びつきを重視した取り組みを行うとともに近隣の住民が牛を見に来る、地域・消費者に密着した酪農経営を展開している。

I氏は、乳製品加工にむけてジャージー種を導入していたが、その牛乳を加工したいとの要望が寄せられ、それに応えるためジャージー牛の共同オーナー制度を導入した。会員は会費と餌代を支払い生乳やヨーグルトを受け取るというシステムで、現在の会員数は60名である。

牧場では乳絞りを等を行う体験教室を月に4回程度開催しており、参加者が野外料理をするなど総合的に牧場を楽しむ姿が見られる。

野外料理の材料は牧場の乳製品をはじめ地場産農産物の利用をこころがけ、将来は材料全てを自給することを計画している。

酪農教育ファームの認定を受け、児童や障害者を対象とした教育関連の取り組みも行っている。



ホルスタイン種、ジャージー種、ブラウンスイス種を飼養

富田林市農業公園サバーファーム

大阪府富田林市サバーファームは、府営農地造成事業に伴い、受益地内に整備された農業公園である。市が事業主体となり運営していたが、平成 18 年度から管理運営は農事組合法人に委譲されている。

約 20ha の園内には、収穫体験用のぶどう園やいちごのハウス栽培、はくさい畑等が整備されている。公園は大阪の中心部から電車で 1 時間程度の立地条件にあり、都市住民が自然と親しむオープンスペースとして活用され、自然と農業に対する理解を深める場となっている。



いちご狩りの様子

(3) 学童農園・食育の推進

児童・生徒が食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育の取り組みの一環として、野菜等の作り方を教える農園での体験学習等に取り組んでいる学校も少なくない。平成 17 年 7 月には食育基本法が施行され、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を養い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すため、平成 18 年 3 月に食育推進基本計画が策定された。その中で、子供の食育は重要と謳っており、子供たりが楽しく食を学ぶ取り組みとして農林漁業体験活動の促進を掲げていることから、学童農園は、それらの役割を担うものとして期待されている。

学童農園は、子どもたちに農産物は豊かな土壌を育み、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものであることを実感させ、食に対する関心と理解を深めるための農業体験活動の場として重要である。

そのため、農業者と行政(教育委員会)、学校の三者が協力し、学童農園を設置する、あるいは学童農園の開設が困難な場合でも、学校近隣の農家に協力を仰ぎ、カリキュラムの中に農業体験を盛り込みことによって、農家が講師となって児童・生徒に食と農を実感できる取り組みを進めていくことが必要である。

三鷹市学校農園事業

三鷹市の学校農園事業は、三鷹市教育委員会が J A を通じて協力してもらう学校近くの農家を選定し、この三者が覚書を交わして実施している。同事業は、農家の指導を受けながら子供達が農作業を体験する方式をとっている。栽培する作物や作業内容、実施期間などは、協力農家と学校で話し合いながら進められており、種や肥料などは農家が用意し、基本的な肥培管理なども農家を実施しており、教育委員会は収穫物購入費、指導謝礼等利用料として支払っている。

市内 15 校中 13 校は上記の方式により学校農園を開設しているほか、のこり 2 校はそれぞれ農家との契約、及び学童保育所跡地の開墾等により、全公立小学校で学童農園が設置されている。

資料：JA 東京むさし三鷹地区壮青年部 HP

(4) 福祉やセラピー機能と結びついた農業の展開

高齢者や障害者が農作業を行なうことは、自然とふれあい心身へ刺激を与える機会となり、健康の改善や自立の支援に役立つとともに、農業生産活動を通じて健常者と同様に働き報酬を得て社会に貢献する取り組みにつなげることが重要である。

特に都市農業では手作業を必要とする軟弱野菜等の生産が多く、障害者等が活動できる場が比較的多いと考えられることから、人手が不足している農家側にとってもメリットがあり、障害者の農業生産活動への参加に積極的に取り組むことが重要である。

また、養護学校や老人施設の者が容易に利用できるよう、バリアフリー化・車いすでの利用、トイレの整備等を施した市民農園を推進していくことも考えられる。

自立と癒しの場としての福祉農園の設置

福岡県福岡市では平成13年度から、農作業体験による園芸療法に取り組む福祉施設等を対象に、市が中心となって転作水田を福祉農園として無償で供する事業に取り組んでいる。同農園は、障害者や高齢者に野菜や花の種まきから収穫までの一貫した農作業を通じて、自立と癒しの場として活用するもので、市内9か所に福祉農園を設置している。

市と農協が利用を希望する福祉施設の近隣に活用可能な農地を選定し、その所有農家の参加を求めることにより選定される。農家は、農園設置のための年2回の整備費（荒起、砕土、畝立ての費用）及び播種から収穫までの費用を市から受け取り、農園の管理運営や入園者への栽培指導を実施している。福祉施設は、種苗代、肥料代、その他栽培に必要な経費等、直接経費のみの負担で農園の利用が可能となっている。また、農協、農業改良普及センターを構成員とするサポート体制を整備し、定期的な栽培指導(2~3か月に1回程度)や栽培講習会(年2回程度)を実施している。

福祉農園の運営にあたり、園芸療法の観点から様々な工夫がされており、例えば栽培作物として比較的手入れが容易な野菜やサツマイモ等を選定し、農作業スケジュールについても栽培上のタイミングよりも作業者のスケジュールを重視し、体力等に応じて各作業ごとの作物の世話をする参加者を募るといった方法で取り組んでいる。



福祉農園入園者の作業の様子

資料：福岡市HP

障害者と健常者が共に農作業を行う福祉農園

M福祉農園は、障害者が農作業を通じて心身機能の維持改善、健康増進、障害者の相互交流、地域との交流を行える場として、埼玉県の見沼田圃公有地化事業による借り受けた農地の一部を福祉農園として整備したものである。

同農園は、障害者福祉施設3団体とボランティア団体4団体から構成される推進協議会で管理運営が行われている。参加者は障害者・スタッフが100名、大学生やシニア等からなる農園ボランティア50名の合計150名で、84aの農地で果樹60品目、ハーブ10種類、野菜10種類を有機農法で栽培している。

徹底した除草作業や管理作業の実施により、近隣農家からの信頼関係も構築されており、農作業を通じて障害者と健常者との交流の場としても役割も果たしている。ともに、牧場体験教室を月に4回程度開催しており、地域に根ざした酪農経営となっている。



地方公共団体が開設する場合

開設方法	市民農園整備促進法による場合	特定農地貸付法による場合	農園利用方式による場合 (法律の規制なし)
開設者と利用者との権利関係	①貸付け ＝特定農地貸付け ②農作業の実施 ＝農園利用方式	貸付け ＝特定農地貸付け	農作業の実施 ＝農園利用方式
開設者の農地の取得の仕方	①地方公共団体が現に利用する権利を有する土地 ②所有権の取得 ③使用及び収益を目的とする権利の取得	①地方公共団体が現に利用する権利を有する土地 ②所有権の取得 ③使用及び収益を目的とする権利の取得	①地方公共団体が現に利用する権利を有する土地 ②所有権の取得 ③使用及び収益を目的とする権利の取得 ※②と③は、農地法第3条の許可必要
施設	農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の附属施設の設置が必要	要件とされていない	施設の設置は自由
開設手続	地方公共団体が申請し、市町村が認定	地方公共団体が申請し、農業委員会が承認	農地の取得の仕方の②と③については、農地法第3条の許可、施設を設置する場合農地法第4条又は第5条の許可
開設場所	①市民農園区域 ②市街化区域	特に定めはないが、適切な位置にある場合に承認	定められた場所はない (以前は、市街化区域内で指導)
メリット	①「特定農地貸付け」については、特定農地貸付法の承認があったものと見なされ、当該承認があった場合と同様農地法の権利異動の許可等が不用 ②農地を休憩施設等に転用する場合、農地法の許可不用 ③市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可可能 ④「特定農地貸付け」で米穀の生産調整を実施する場合には、実績算入となり得るが、とも補償事業の対象とはならない (③の区域で開設する場合のみ) ⑤預託された水田について、使用貸借による権利設定を行い、「農園利用方式」で米穀の生産調整を実施する場合には、とも補償事業の対象となり得る	①農地法の権利異動の許可等が不用 ②農業協同組合の事業能力の特例及び土地改良事業の参加資格の特例 ③「特定農地貸付け」で米穀の生産調整を実施する場合には、実績算入となり得るが、とも補償事業の対象とはならない (市民農園整備促進法によるメリットの③の区域で開設する場合のみ)	米穀の生産調整を実施する場合には、とも補償事業の対象とはなり得る (市民農園整備促進法によるメリットの③の区域で開設する場合のみ)

農業協同組合が開設する場合

開設方法	市民農園整備促進法による場合	特定農地貸付法による場合
開設者と利用者との権利関係	貸付け ＝特定農地貸付け	貸付け ＝特定農地貸付け
開設者の農地の取得の仕方	使用及び収益を目的とする権利の取得 (所有権の取得は含まれない)	使用及び収益を目的とする権利の取得 (所有権の取得は含まれない)
施設	農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の附帯施設の設置が必要	要件とされていない
開設手続	農業協同組合が申請し、市町村が認定	農業協同組合が申請し、農業委員会が承認
開設場所	①市民農園区域 ②市街化区域	特に定めはないが、適切な位置にある場合に承認
メリット	①「特定農地貸付け」については、特定農地貸付法の承認があったものと見なされ、当該承認があった場合と同様農地法の権利異動の許可等が不用 ②農地を休憩施設等に転用する場合、農地法の許可不用 ③市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可可能 ④「特定農地貸付け」で米穀の生産調整を実施する場合には、実績算入となり得るが、とも補償事業の対象とはならない (③の区域で開設する場合のみ)	①農地法の権利異動の許可等が不用 ②農業協同組合の事業能力の特例及び土地改良事業の参加資格の特例 ③「特定農地貸付け」で米穀の生産調整を実施する場合には、実績算入となり得るが、とも補償事業の対象とはならない (市民農園整備促進法によるメリットの③の区域で開設する場合のみ)

4. 都市農地保全のあり方

(1) 多様な主体の連携に基づく農地保全体制の確立

1) 地権者・都市住民・自治体の三者による保全活動の実施

都市農業における担い手不足を解消し、地権者の「経営としては成立しないが農地を守りたい」というニーズに応えるため、地権者・都市住民(NPO等)・自治体の三者の合意と協力のもと、遊休農地や里山等の管理を円滑に継続可能な保全体制を確立する。

[保全体制づくりのイメージ]

- ①地権者と参加希望者(都市住民)の調整(アンケート、ヒアリング等)
- ②地権者と参加希望者の関係づくり
- ③管理作業受託組織の成立
- ④地権者、管理受託組織、自治体による三者協定の締結

2) 共有農地システムの導入(公的保有、トラストなど)

農地の荒廃や乱開発を防止するため、農地の公的保有システムを導入することが考えられる。

また、里地・里山については、都市住民からの寄付や寄贈等により、地域の貴重な自然や歴史的環境を、共有財産として保全していくことが考えられる。

3) 乱開発防止のための連携体制の確立

首都圏郊外では、農地に対する残土処分地や資材置き場、産業廃棄物処理場としてのニーズが高く、場所によっては残土や廃棄物が投棄された事例も見受けられる。

そのため、不法な開発等を未然に防ぐため、地権者への普及啓発や情報提供を積極的に行なうとともに、都市住民も含めた監視パトロールの実施、遊休農地の効率的な維持管理体制の確立など、多角的な仕組みづくりが重要である。

NPO法人による里山の管理作業の実施

NPO法人「里山農業クラブ」は、NPOの代表が地元住民であり、農地所有者とはもともと顔見知りであることから始まった。平成18年3月現在、員数は正会員が35名、賛助会員が14名で、会員の職業は、農業者、自営業者、会社員、主婦など様々であり、年齢構成は60歳代が中心である。同法人では、八王子市宮嶽谷戸の農地および山林の所有者と協力し、水田管理と樹林管理の作業支援を行っている。管理作業の頻度は5~10回/月であり、野菜市を1回/週、メケイ(目籠)教室を1回/週程度行っている。

- 活動内容
1. 里山の環境保全活動：野菜栽培(約450㎡)、稲作(約1,700㎡)、雑木林管理、竹炭焼きなど
 2. 地域の農産物普及活動：野菜の朝市など
 3. 農業支援活動：体験型里山農園の運営など
 4. 有機物のリサイクル活動：落ち葉の堆肥化など
 5. 自然環境教育活動：田んぼの学校、メケイ教室、わら細工教室など

資料：八王子市市民活動センターHP、八王子市HP等

全住民の参加による農地・環境の保全

兵庫県神戸市では、位置づけ、条例による土地利用規制と住民(里づくり協議会)が策定する里づくり計画を結び付けて土地利用の計画的なコントロールを行うとともに、地域住民と市が協議して総合的な地域施策を進め、秩序ある土地利用と里づくりの2本柱を住民参加によって実現する取り組みを進めている。

神戸市では、社会・経済的状況の変化や農業従事者の高齢化、後継者不足等による地域社会の活力低下が指摘され、また、土地に対する農業者・市民の意識の多様化などから、土地利用の混乱防止が必要となった。しかし、都市計画法は、廃車置場や資材置場等の建築を伴わない土地利用に対しては、有効に対応できていない。農振法も規制の対象が農用地区域中心であり、計画的な土地利用を進めるは十分とは言えず、農地法、森林法も規制対象や区域の面で同様の「隙間」を抱えていた。

こうした背景から神戸市では平成8年4月「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を制定した。この条例は、秩序ある土地利用の計画的推進、農村らしい景観の保全及び形成、里づくり協議会による里づくり計画の作成などを行うことにより、農村環境の整備等を行い、自然と調和し、快適で魅力にあふれた農村空間の実現を図ることを目的としている。

【取り組み内容(例)】

市街化調整区域における集落単位での里づくり協議会の設立及び里づくり計画の策定を目指している。

ゾーン内の164集落のうち148集落で「里づくり協議会」が結成され、そのうち57集落で里づくり計画

が策定され、地域の活性化や土地利用、景観の保全形成や都市との交流計画などについて定めている。

○神出町「神出ふるさと村」(1998年開設、神戸市西区神出町)

「神出ファームビレッジ」では、約50㎡の畑を30,000円/年で貸出。農業従事者の指導で季節の野菜などを収穫する。家族で一緒に自然を味わうために利用する者もいる。有機農業体験型の宿泊施設「グランメール」では農業体験ができ、将来農業を始めたい人のために就農コースもある。農法はすべて有機栽培。

○松本地区市民農園(1995年開設、神戸市西区樫谷町)

地区の北東部に226区画ある市民農園用地は、1区画平均57㎡。地権者から構成される平成村協議会が管理運営。営農意欲の弱い農家の耕地を農園用地に換地して作られた。この市民農園は、農地の保全・有効利用だけではなく、都市住民に農業・農村の重要性を訴える機能も果たしている。また、地区住民を巻き込んだ「村づくり」のきっかけにもなっている。

資料：神戸市HP, 近畿農政局HP

(2) 農地利用調整を行う公的な仕組みづくり

市内の公的機関（農業委員会、農協または市の農業担当部署）が、農地利用の調整や合理化を目的とした体制等を設立し、農地を売りたい／貸したい農業者と、買いたい／借りたい農業者を募集し、取引の仲介を行う仕組みを導入する。また、農住組合制度による目的換地や利用制限、基盤整備等を実施することも考えられる。

1) 農地保有合理化事業の導入（農業振興地域）

農地保有合理化事業とは農業経営基盤促進法で位置づけられている制度で、意欲ある農業者の経営規模の拡大や農地の集団化等の「農地保有合理化」を進めるために、営利を目的としない法人（農地保有合理化法人）が、規模の縮小や離農する農業者などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一定期間保有した後に、一定要件を満たした農業者に売り渡しや貸し付け（いわゆる「再配分」）をするものであり、この「中間保有・再配分機能」が最大の特徴である。

2) 農地銀行の導入（市街化調整区域、生産緑地等）

農地銀行とは、地域の農地を有効に利用するために、農業委員会等の公的機関が農地の売買や貸借の仲介を行う仕組みである。市町村の要綱を根拠とし、ほとんどの場合農業委員会に設置される。

農地保有合理化事業と大きく異なる点として、「中間保有」ができないことが挙げられる。農地の中間保有が不可能であるため、比較的単純な売買や貸借の仲介に留まる。

3) 農住組合制度の導入

首都圏郊外では比較的まとまりのある農地が残されているが、接道部を中心に宅地開発や商業地開発が進んでおり、農業作業の効率低下や日照障害等が見られる。また将来的にこうした開発が進めば、営農環境の悪化が深刻化するとともに、未接道農地の発生が懸念される状況にある。

こうした問題解決の1つの方法として、農住組合制度の活用があげられる。

農住組合制度は、目的換地により農地の集団性を確保し、事業実施後に地区計画を策定して建築物の高さや用途等の規制の検討を行うことができるとともに、基盤整備や共同直売所、市民農園の整備も実施可能なため、農業振興と農地保全の両面で有効な手法である。

(3) 防災協力農地としての協定の締結推進

災害発生時の一時避難場所や仮設住宅の設置場所、または延焼防止のための空間として、「防災協力農地」を指定する取り組みは重要であるが、現状ではこれらを推進する支援措置がない。

地震が多発するわが国においては、災害に備えた空間を予め指定して確保しておくことは住民の安全上極めて重要であり、「防災協定農地」への取り組みは行政コストの面からも極めて割安である。

そのため、貴重な防災空間であり、良好な緑地空間・景観の形成を果たしている農地に対して、これらの機能を享受する側も一定の負担をし、その維持保全を図っていくことが必要である。

また、農地の保全の必要性について住民への普及啓発を行うとともに、防災担当部署と協力して防災兼用井戸や簡易散水施設の整備を推進し、災害時にも役立つような基盤整備を行うことも考えられる。

都市における災害に備える「防災協力農地登録制度」

大阪府寝屋川市では、地震などの災害発生時に農地を避難空間、復旧用資材置場、仮設住宅の建設用地等として利用する防災協力農地について、登録対象農地500㎡以上、登録期間を3年とした防災協力農地登録制度を平成15年4月に創設し、防災協力農地の協定締結に取り組んでいる。

17年9月現在11.4haが防災協力農地として登録されており、農地へのごみの放棄の減少や農業への関心の高まり等、地域住民の意識の変化もみられている。

また、大阪府下42市町村で構成する「大阪府防災農地推進連絡会」が設置されており、同連絡会では1月31日を「防災農地の日」として啓発活動を実施するなど、広域的な連絡調整体制により防災協力農地登録の促進を図っている。



防災協力農地の案内標識

資料：「平成17年度 食料・農業・農村白書」

(4) 農業振興地域制度・生産緑地制度の活用

1) 逆線引きの活用及び農業振興地域の指定

都市部等において、農地の保全を永続的に実施していくためには、地権者等の関係者による合意形成のもと、市街化区域内への市街化調整区域・農業振興地域の設定を検討することも考えられる。

具体的には、いくつかの区や市が連携して、集合体として数10ha規模の農業振興地域（農用地区域）を指定することを前提に、逆線引きを行なうものである。このような取り組みにより、市街化調整区域、農業振興地域農用地区域が指定されれば、相続が発生しても、これに伴う農地の転用・消滅は基本的に抑制することが可能であり、農業者自らが農地を保全するための行動を促進していくことが重要である。

2) 生産緑地地区の指定

バブル崩壊後の経済的条件の変化の下で、農家の農地保全への意向は変化していると思われる。そのため、過去に宅地化農地を選択した農地についても、経済的条件の変化や都市住民のニーズをふまえ、改めて生産緑地地区の指定に取り組んでいく必要がある。

「逆線引き」による農地保全

横浜市平戸地区で果樹栽培が始まったのは昭和30年頃であり、農業改良普及員による梨栽培の推進により、作付けは徐々に拡大し、40年代になるともぎ取りや直売に訪れる消費者も増加した。

しかし、高度成長期の都市化の波により果樹園が広がるこの一帯も昭和45年に市街化区域となり、東戸塚駅の開業（昭和55年）により同地区周辺の開発が一段とすすんだ。こうした状況を危惧し、昭和55年に市街化調整区域の最小面積は20haから5haに緩和されたことを契機として、地区内の農家から市街化調整区域への編入の要望がだされた。地域の篤農家のリーダーを中心として、JAの支援を受けながら、力を合わせて果樹生産への意欲や都市の中の緑の大切さを行政機関に訴え続けた結果、59年には市街化調整区域に、さらに61年には農業専用地区への“逆線引き”を実現した。

逆線引きにあたり、農政担当部署と農協が実作業を進め、最終段階の法的手続きを都市計画関連部署が引き継いでおり、横浜市の柔軟な対応が「逆線引き」を可能としている。

以来、平戸地区では協議会を立ち上げ、園の造成・整備等を実施してきた。現在協議会では、性フェロモン剤や草生栽培等による化学農薬を控えた農法や、せん定枝を用いた炭製造による土壌改良を実施しており、安全で安心できる果樹栽培に取り組んでいる。

資料：「JA横浜 情報誌」

横浜市舞岡ふるさと村

舞岡ふるさと村は、良好な田園景観を有する総面積 92ha の農業振興地域・農用地区域であり、隣接する舞岡公園とともに貴重な緑空間を創出している。

急激な都市化が進むなか、昭和 54 年に農地を保全するため横浜市独自の制度である「農業専用地区※」の指定を受け、平成 2 年には市民と直結した農のある地域づくりを進めるため、横浜市の「横浜ふるさと村」の指定を受けた。

ふるさと村一带は、生産基盤整備や研修施設等の設置、樹林の保全・活用など、市民が優れた田園景観のなかで、自然・農業・農村文化とふれあい親しむことができる場として整備されている。



来村者を迎える
「ふるさと村」入口の田園風景

※農用地区域を中心に市町が指定した区域で、市の農業施策を重点的に実施し、総合的・計画的に地域農業の振興を図る地区である。

(5) 相続税等の納税猶予制度の堅持等

1) 相続税の納税猶予制度の堅持

農地に関する相続税・贈与税の納税猶予制度は、地価の上昇、時に都市近郊等における地価高騰のため、これら租税の納付が農家にとって大きな負担となり、農地の切り売り・物納等により、農業経営を縮小せざる得ない事例が増加してきたため、昭和 50 年度に創設された。

現在でも、都市農業が展開されている地域の土地価格による相続税額と農業投資価格による相続税額には大きな隔たりがある。そのため、相続税の納付は都市農家にとって大きな負担であり、都市の農地を保全し、都市農業を維持していくためには、農地の相続税の納税猶予制度を今後とも堅持していくことが不可欠である。

2) 防災協力協定農地における固定資産税の減免措置の検討

防災協力農地の協定締結を推進していくために、生産緑地農地や市街化調整区域内の農地を対象に、防災協力協定を自治体と締結した場合には、該当農業について、固定資産税の減免等を検討する必要がある。

§ 2 モデル地区における都市農業振興方策の検討

1. モデル地区における都市農業振興方策

(1) モデル地区における望ましい土地利用

1) モデル地区を取り巻く環境

①モデル地区の現況土地利用

モデル地区における現況の土地利用は、米軍施設用地以外の民有地（110ha；全体の45%）は農業利用が大半であり、農業を営むことで、新鮮・安全な農産物の提供に加え、交流・レクリエーションの場の提供等の多面的な役割を果たしている。

民有地は、その大半が農業振興地域の農用地区域に指定されているものの、米軍施設が返還された場合、農地の一部については土地利用の検討が思慮され、農地として維持されない可能性が考えられる。また、市民農園的土地利用が一部にみられる。

②モデル地区の農業

モデル地区では、水稻、野菜、果樹が栽培されている。ウドは地区の特産物であり、相模ウドとして知られている。農家の経営耕地面積は1ha程度であり、小規模、小区間である。米軍施設の規制によりハウス等の施設は少なく、また基盤整備が未実施のため、葉菜類の品質確保に苦慮しているほか、作業効率も低く、農業経営の課題となっている。農業従事者は高齢化の傾向にあるとともに、後継者不足の状況である。農産物は、農協を通じた市場出荷、JA等による共同直売所での直接販売、生協との契約栽培など、多様な出荷・販売が行われている。

瀬谷区では、水田や畑を利用して、体験農業等のふれあい農業の事業を実施している。

③周辺環境

モデル地区周辺は、北側には流通施設等の事業所が位置し、西側にはゴルフ場、南西には瀬谷市民の森が近接し、東側と南側には住宅地が広がっている。近隣には、小中学校等の教育施設のほか、高齢者施設等の福祉施設が立地する。交通条件は、東名高速道路の横浜町田IC、国道16号（大和バイパス）の上川井ICに近く、国道246号（厚木大山街道）も近くを通るなど、広域道路交通の利便性が高い。最寄駅は相模鉄道の瀬谷駅で、地区の南端まで1.5km程度と、比較的アクセスが良い。

④周辺住民のニーズ

周辺住民の9割は市内に農業・農地を残すべきと回答しており、回答者の4割以上が現在市民農園を利用していないが今後は利用したいと回答している。また、横浜市民アンケート調査（「Ⅲ. 参考資料」参照）では、農地や樹林地は量・質ともに不十分と思っている人の割合が高い。

さらに、農地や里山への保全活動への参加について、「機会があればぜひ参加したい」

40%、「将来参加したい」27%と、回答者の約7割が参加したいとの意向を示しており、生活の場をより快適性の高いものにしていくニーズが高く、地域住民が地域活動に参加する時代になると考えられる。

高齢化や労働時間の短縮により拡大に向かう自由時間は、地域で暮らす時間、地域における活動に振り向けることが予想される。まちづくり活動やボランティア活動への参加意欲の高まり、家族とコミュニティの再評価の動きなどから、個々には地域レベルでの活動への参加意欲は高い。

2) モデル地区における望ましい土地利用

モデル地区は、「米軍施設跡地利用指針」の跡地利用の方向性として、『農・緑・防災の大規模な野外活動空間』としての利用が示されている。

そのなかで、大都市郊外においては、水田を有するとともに、まとまりのある貴重な農地であることから、農地の積極的な保全を図ることを第一とし、併せて大規模な緑地の保全・再生を図ることが望ましい。これらの農地・緑地の保全とともに、防災的機能を持たせ、災害時における救援物資等の集積・中継の役割を果たす広域防災活動拠点としての役割を担う。また、福祉施設や小学校が隣接することから、農業や自然とのふれあいを通じた福祉・セラピー・食育等の教育・学習拠点としての役割を担うことが考えられる。

このため、農業基盤整備をはじめ各種農業振興施策を地元農家等の意向を反映して、新たに設けることが望まれる。

農地は人の働きかけを通じて形成された二次的な自然環境であり、本地区はこの農地を中心に良好な自然環境が形成されている。このため、農地保全に向けて、持続的な営農を支えるための農業施策を展開するとともに、農地の周囲にある自然環境を保全、再生し、農地との有機的な結びつきを強化した持続的な地域環境の形成を図ることが望ましい。

【農・緑・防災の大規模な野外活動空間の保全・維持】

- 農地保全のための都市農業の振興
- 農地の周囲にある自然環境（樹林地、緑地、水路等）の一体的な保全
- 農地と結びついた樹林・水辺環境の再生
- 農業を通じた市民、農業者、企業、行政の協働と連携

(2) モデル地区における今後の基本的展開方向

モデル地区は、都市郊外に残された広大な農地と緑地を有する。しかし、現在この空間は農家と一部の市民による利用のみで、米軍による規制とあいまって、市民に開かれた空間とはなっていない状況である。

この農地と緑地を上瀬谷地区の公共財として位置づけ、市民、農家、各種団体、企業、行政など多様な主体が協働して、『農のある上瀬谷・上川井生活圏』を創造することが望まれる。

市民・農家・団体・企業・行政の協働による 「農のある上瀬谷・上川井生活圏」づくり

■都市郊外における農と関わりのある暮らし（豊かさの価値観の転換）

- ・自分で作った、また作る工程が見られるものを食べる
（自分で確かめられる安全で安心な食べ物）
→市民農園、体験農園、農業ボランティアへの参加、直売所での農産物購入など
- ・「自然」「有機」「循環」との関わり・ふれあい
（「人工的」「無機的」「非循環」からの転換）
→農作業体験、自然観察、散策路、生ごみリサイクルへの参加など
- ・環境づくりへの楽しみながらの参加（協働によるコミュニティの再生と社会貢献）
→樹林地・里山、水辺空間づくり、自然エネルギー導入への資金参加など
（これまでは、人工的・無機的・非循環型環境・希薄なコミュニティでの暮らし）

■学童の食育・環境学習・遊び

- ・身近な食育、環境学習、遊びの場として利用
（農村にふるさとを持たない子どもたちの原風景づくり）

■農と関わりがある福祉

- ・農が持つ癒し・療養機能を活かした福祉
- ・多様な関わりに基づくコミュニティによる福祉

■都市郊外における企業の社会貢献（フィランソロピー）の場

- ・樹林地・里山再生への支援
- ・資源循環・自然エネルギー利用への支援
- ・農産物の地場スーパーでの販売

■多様な担い手による農業生産・販売

- ・「瀬谷ブランド」（瀬谷で採れた農産物）に向けた環境保全型農業
- ・大規模・施設園芸による高生産性農業（学校・福祉施設への給食への提供等）
- ・地域住民のニーズに対応する多品目栽培（共同出荷、直売所での販売等）
- ・市民農園、体験農園、観光農園の経営（市民の農業体験）
- ・自給的農業（余剰農産物の直売所での販売）

■災害時の広域的避難拠点

- ・避難場所としての農地・緑地の利用
- ・井戸水の確保（周辺地域での雨水かん養等の地下水保全）
- ・食料の確保（食料備蓄、農地として利用することによる食料確保）
- ・太陽光発電による非常時の電源確保

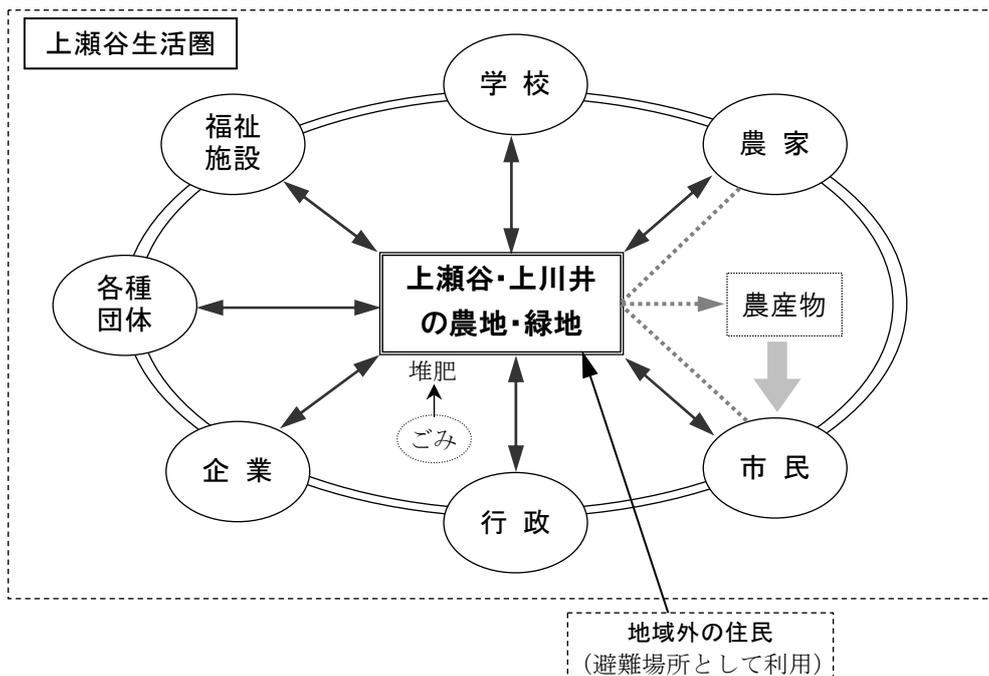
■身近な空間での原風景の形成

- ・将来にわたり残したい原風景づくり
（日本人にとっての原風景は、農村、特に水田風景であることが多いといわれている。これは日本が弥生以来の水稻農耕の民であること、もともと水田地帯であったことなどが理由の一つと考えられている）

■多様な主体の連携と協働に基づくマネジメントの実施

- ・本地区の土地利用を含めた計画づくりから活動までのマネジメント組織の設立
- ・NPO法人を含めた多様な活動の実施と、各団体とのネットワークづくり
- ・「農地・水・環境保全向上対策」の導入

市民・農家・団体・企業・行政の協働による「農のある上瀬谷生活圏」づくり



(3) モデル地区における都市農業振興方策について

モデル地区の民有地は、米軍施設返還とともに一部土地利用の検討が思慮されるものの、大都市郊外に残された貴重でまとまりのある農地であることから、今後も農地として恒常的・安定的に農業に利用されることが重要である。このためには、行政、地権者・農業者、市民等が、下記のとおり「都市農業・農地」に関する役割を認識したうえで、各種農業振興方策を展開することが必要である。

1) 都市農業・農地の位置付け・役割の認識

○ 行政における、都市農業・農地の必要性・重要性の明確な位置付け

行政は、モデル地区の農業・農地が地域において重要な役割を担うことを明確に位置付けるとともに、市民にこれを理解してもらう啓発活動等が必要である。

【都市農業・農地の位置付け例】

- ・新鮮で安全な野菜等の提供等による生活利便性の向上
- ・気温調節機能やレクリエーション・癒し機能等による居住性の向上
- ・防災協力農地の指定による震災時等における防災性の向上
- ・農作業体験等など住民の多様なニーズへの対応
- ・緑地等の緑被性の向上
- ・園芸療法など農業の福祉機能による福祉レベルの向上

【都市農業・農地の重要性に係る啓発活動例】

- ・小中学校等での学童・児童への食育・環境教育の推進
- ・市民へのイベントや広報を通じてのPR活動
- ・農業体験事業等の継続・拡大（農作業体験、農産加工体験、森林体験、自然観察、写生会、写真撮影会等）

○ 地権者・農業者における、農業・農地が公的役割を担うことの認識

地権者・農業者は、都市において、農業・農地が農産物生産・販売による個人所得のためのものだけでなく、交流・レクリエーション、防災、癒し等の公的役割を担う（公共性、公益性を有する）ことを認識する必要がある。経営規模によっては、農地の一部を市民農園や学童農園等により市民のニーズに応えることが望まれる。また、農薬散布や堆肥の鋤き込み等における周辺住民の理解を得るために、事前の連絡や収穫農産物の配布などの配慮を行うことが考えられる。これらにより、都市農業・農地に対する市民の理解を得ることが重要である。

○ 市民における、農業・農地の公的役割（多面的役割）への理解と支援

周辺住民は、薬剤散布や堆肥利用で影響を受けるものの、農業・農地が公的役割（多面的役割）を担っている重要性を理解するとともに、農地を含む周辺樹林や里山等の環境の保全に対する支援が必要である。このためには、市民の本地区で生産された新鮮な野菜の積極的な購入と農作業等への参加が重要となる。

2) 農地の保全

○ 置かれた条件での適切な経営形態の選択

安定的な農外収入の有無、経営規模、農作業に係る体力、農業経営能力、農業への意欲など、置かれた条件に応じて、農家個々が、適切な農業経営形態を選択することが重要である。また、農業者の流動化を図ることで、生産・販売コストの低減化や農産加工等による高付加価値農業を行うことが考えられる。

【農業経営形態の例】

- ・経営規模の縮小・拡大（農地の貸借、利用権の移動等）
- ・出荷・販売形態（直売所等での直接販売、契約栽培、市場出荷等）
- ・労働力確保（家族労働力、周辺住民のパート雇用、研修生・ボランティア等の受入など）
- ・栽培作物（安定的収穫が得られる作物、新規作物の導入等）
- ・露地栽培、施設園芸の導入
- ・交流施設の導入（市民農園、農作業体験農園、観光農園等の経営）
- ・農産加工、農家レストランの経営

【農業者の共同組織化】

- ・農業機械の共同利用の促進（JA等が中心の農業機械利用銀行等の設立）
- ・農作業の受委託
- ・販売・加工の共同化

○ 農業者への各種支援

農業を継続的に営む意向の農業者に対しては、農業経営基盤の強化等を図るため、行政及びJA等は、各種支援を行うことが必要である。

- ・技術研修会の継続、農業経営に係る指導
- ・農業ボランティアと受入農家をつなぐシステムの構築
- ・担い手育成と技術継承の仕組みづくり

○ 意欲的な農家を対象とした農業基盤整備

営農意欲の高い農家が所有する農地については、換地等により希望する農家の所有農地の集団化を図り、農業を恒久的・安定的に持続させるため、農業基盤整備（農道、水利・排水施設等の整備）を行うことが必要である。基盤整備にあたっては、恒久的な農業・農地に対する重要性を鑑み、補助事業等による助成が必要である。整備区域は、換地手法により、基盤整備が必要な区域のみを行う。

基盤整備は、画一的な農地整備ではなく、農地の中に一部散策道やせせらぎ等を設け、市民が農業・農地を五感により身近に感じられるものとする。また、景観的に配慮した美しい農園づくりが望まれる。

○ 広域防災活動拠点としての農地の役割

本地区は広域道路交通の利便性が良く、防災的機能を持たせ、災害時における救援物資等の集積・中継の役割を果たす広域防災活動拠点になりうる。このため、本地区の農地は、貴重な防災空間となりうることから、行政が積極的な取り組み支援を行うことが望ましい。

3) 環境との調和への配慮

○ 環境保全型農業の推進

周辺住民は、農産物に対して、「新鮮」、「安全で安心」を求めており、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培へのニーズも高い。このことから、本地区においても堆肥利用や減農薬・減化学肥料による栽培を推進することが必要である。

また、周辺家庭の生ごみ等から堆肥・エネルギー等を生産し、農地へ還元する地域レベルの循環型社会を形成することが望まれる。

4) 農産物の出荷・販売先の確保

○ 地域の関係機関の支援による地域に根ざした農産物提供

都市農業の維持のため、消費者や住民にもメリットがあると同時に、農家の収入増大・コスト低減が図られる販売チャンネルを拡大することが重要である。それには、行政だけでなく農協、住民の支援により、地域ブランドの確立、学校給食等による地産地消の推進、直売所の増設等が必要である。

【瀬谷ブランド認証制度】

上瀬谷で生産された農産物を販売する商店や地場産農産物を用いる飲食店等を対象とした認証制度を創設し、商品やサービスを提供する際に、消費者に対して地元産農産物、または同農産物を使用したメニュー等であることを表示することを条件として、店舗に掲げる認定証やマーク等を提供する。

さらには、環境保全活動と結びつけ、地域通貨システムに発展させることも考えられる。

【本モデル地区における直売所の展開イメージ(例)】

■本地区の今後の農業振興策として、周辺住民の約5割が「直売所の整備」をあげている。

■そのため、豊富な品揃えを確保するため、販売農家だけでなく、自給的農家の余剰農産物や市民農園の農産物を販売する直売所を整備していくことが必要である。

■上瀬谷地区、上川井地区、そして後述する市民農園の農産物、それぞれの直売所を整備するとともに、互いに連携し、農産物の融通や農産物の売れ行き等の情報の共有化を図っていくため、モデル地区全体の直売所連絡協議会を設立し、本地区全体の直売をマネジメントしていくことが重要である。

5) ふれあい農業の展開

農業的土地利用エリアにおいては、市民農園、農作業体験農園、学童農園、福祉農園など、市民が農業とふれあう場を創出がすることが望まれる。併せて、既存の周辺樹林地や新たに復元する樹林地・緑地とともに、「農」と「環境」と「福祉」の学習拠点とすることが考えられる。

【本モデル地区における市民農園等の展開イメージ(例)】

- 本調査のアンケート調査では、本地区の周辺住民の約4割が、「現在は市民農園を利用していないが、今後は利用したい」を回答している。
- そのため、広大な空間を要する本地区において、市民農園を提供していくことが考えられる。
- しかし、本地区にあった農法等を周知している都市住民は少ないため、本地区のベテラン農業者が農業指導を行う組織が必要である。
- また、市民農園の多くは余剰農産物への対応に悩まされており、市民農園の余剰農産物を販売していくため、直売所の整備が必要である。これらの農産物を直売することは、その知人や親戚等の直売所への来訪回数の増加が見込まれるため、本地区の直売規模は相当なスケールをもつとも予想される。
- また、市民農園利用者には、一般の農家と同様、農薬の使用に関する義務等の一定の遵守事項を課せられている。特に、市民農園の余剰農産物を販売していくために市民農園の貸付条件にこうした事項を盛り込むとともに、農薬等のポジティブリスト制度の導入や農薬の飛散防止のための取り組みが必要である。
- 本地区での市民農園の管理・運営は、利用者間の交流を促し、互いの監視の下で管理・運営していくために、利用者組織が担うことが望ましい。

6) 国策としての対応

土地所有者においては、均分相続と相続税負担が重要な問題であり、相続を機に売却・転用を余儀なくされるケースが多い。このため、都市農業・農地の保全を目的として、相続税や固定資産税に関する制度の見直しを検討することが望まれる。

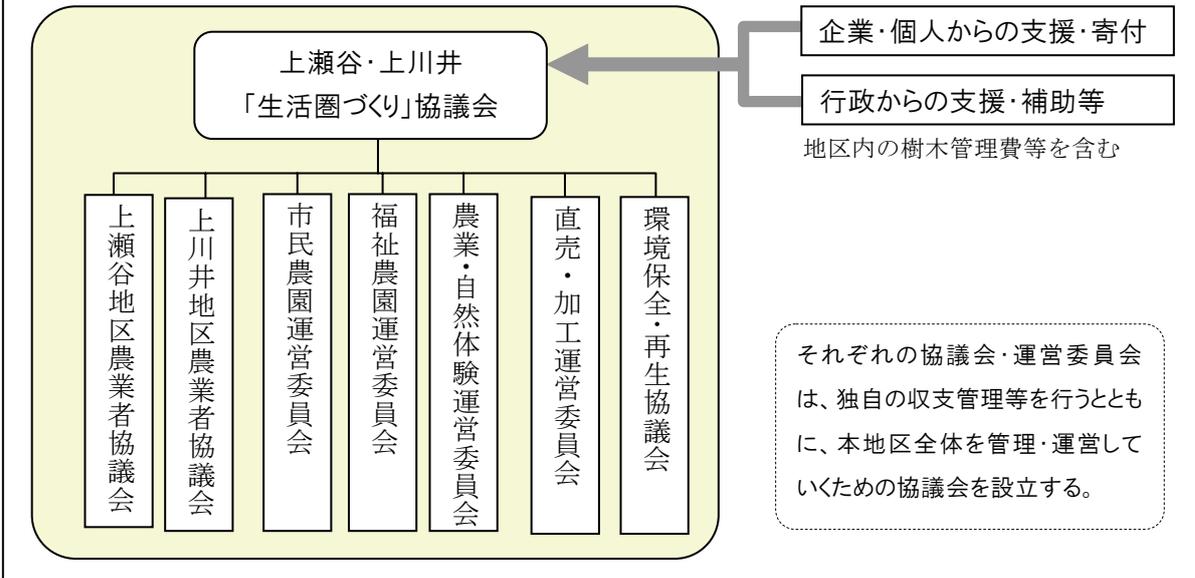
7) 農業者・市民・企業・行政の協働・連携による農地・自然環境の保全

本地区は、横浜市において数少ない水田を有する大規模な農地であり、また近接して瀬谷市民の森があるなど、郊外に残された貴重な農地・自然環境空間である。このため、本地区の跡地利用に関しては、農業者・市民・企業・行政の協働と連携により、構想づくりから管理運営までを行うことが重要である。

そのため、本地区に関わる多様な主体の情報の共有化していくとともに、寄付や全体のマネジメントの受け皿となる全体協議会を設立することが望ましい。

また、社会的共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため地域ぐるみの管理保全を「農地・水・環境保全向上対策等」の導入等により、継続的かつ組織的に実施していく必要がある。

【全体協議会のイメージ(例)】



【地域住民が管理・運営するシティーファーム (イギリス)】

- イギリスのブリストルにあるウィンドミルヒル・シティーファームは、イギリスのシティーファームの原点であり、現在では、シティーファームだけでなく、直売所やカフェ、工芸、ITの教育センター等、地域の人々が憩い、集い、生産し、学び、技術を獲得し、職を得るという非常に広い機能をもったコミュニティのオアシスへ発展している。
- 同ファームの土地は市有地であったが、1976年にトラックの駐車場としての利用構想が持ちあがり、その対抗策として地域住民が「シティーファーム」案を作成し、これら地域住民の熱意の結果、都市内部での農場としての利用が可能となった事例である。
- 地域住民が中心となってシティーファームの運営委員会を設立し、まず地域の会社やチャリティー団体から寄付を集め、シティーファームを作るための材料集めから始めた。その後、多くの地域住民の参加の下、農業及び基本的な施設を設置し、また既存の建物を改装して作業場と会議場所を作りあげた。その後、子供たちの夏休みの遊び場の提供や小さな畜舎・放牧場の設置、及び政府からの補助金を獲得し、フルタイムの農業者、作業所職員、事務職員を雇うようになった。こうした形で多くの地域住民のボランティアが中心となり、地域の会社、自治体、政府の支援を受けながら、手づくりのシティーファームが序々に形づくられた。
- さらに、老人のデイケアサービスや職業訓練(有機農法、園芸、地域福祉、社会福祉の学ぶ場：行政からの資金的支援)等のサービスも提供している。
- ファーム自体は非営利の活動であるが、娯楽室のパーティー会場としての賃料、室内活動場の賃料、カフェや直売所はコミュニティビジネスとして経営されている。
- 地域住民自らの手で、地域の生活環境・自然環境を改善し、地域社会の福祉を実現し、地域社会の経済・環境・福祉の統合を具現化した事例として位置づけられる。

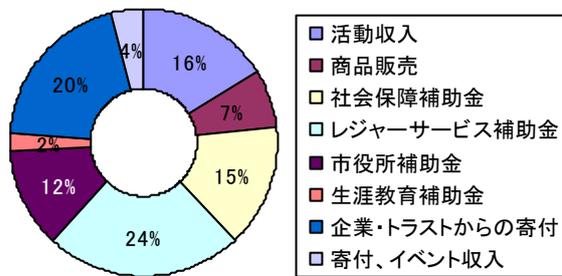


図 ウィンドミルシティーファームの収入構成

資料：Windmill Hill City Farm annual review 1997/98

資料：中島恵理『英国の持続可能な地域づくり』

2. モデル地区の土地利用構想

モデル地区においては、現況の土地利用及び周辺の公共施設（学校・福祉施設等）や住宅地の立地をふまえ、【農・緑・防災・福祉の土地利用構想】について、検討する。

（1）土地利用の基本的な考え方

モデル地区の土地利用の基本的な考え方を、以下のとおり提案する。

- 現況の農業的土地利用区域は、まとまりのある貴重な優良農地であることから、今後も農業利用を基本とする。
- 農業利用の考え方としては、農業生産を継続していくため、農業経営形態や経営規模等を考慮してエリア分けをし、必要に応じて基盤整備等を実施するとともに、都市住民と農業とのふれあいの場として市民農園や体験農園、及び学童農園・福祉農園を設置することが望まれる。
- また、農作業体験や本地区の農産物を利用した料理提供・体験を含めた食育の場（直売所や総合案内所）を提供するとともに、農地を核とした有機資源循環システムを確立（堆肥化施設等用地の確保）していくことも重要な取り組みである。
 - ・貴重な存在である水田は保全し、現況の畑地は自給的農家用と営農意欲が高い農家用に分け、区画整理等を実施する。
 - ・周辺住民の市民農園等への高い利用意向をふまえ、市民農園や体験農園などを整備する。
 - ・学校や福祉施設が立地していることから、学童農園や福祉農園を整備する。
 - ・周辺住民の要望の多い直売所や農家レストラン等を整備するとともに、本地域（周辺も含む）の生ごみや収穫残さ、及び落ち葉・剪定枝等の有機物を循環利用していくためのたい肥化施設を整備する。
- 併せて、現況の土地利用状況を勘案して、水辺・緑地・桜並木等の保全、あるいは再生・創出の場を確保する必要がある。
 - ・現況の緑地区域は、今後も緑地利用を基本とする。特に、瀬谷市民の森と隣接するエリアや樹林地については保全する。
 - ・地区内を流れる大門川と相沢川は、現況流線を基本とし、農地や緑地、散策路沿いに配置することで、住民にとって身近な水辺空間とする。
 - ・海軍道路（環状4号線）は現況路線を基本とし、沿線の桜は保全する。道路に面した農地には、自動車等による粉塵の飛散防止による農産物の品質確保と景観配慮を目的として、花卉の植栽帯を確保する。
 - ・海軍道路の東側と西側が一体的な農地・緑地空間となるような土地利用及び海軍道路の整備（東西を結ぶ連絡道等）を行う。

(2) 土地利用のエリア区分

土地利用のエリア区分には、以下のものが考えられる。

① 農地利用

- ・水田エリア : 現況水田の保全
- ・畑地自給エリア : 自給的農家の畑地利用
- ・畑地生産エリア : 営農意欲が高い農家の畑地利用
- ・市民農園・体験農園エリア : 市民農園、体験農園等としての利用
- ・学童農園・福祉農園エリア : 学童農園、福祉農園等としての利用
- ・水辺エリア : 大門川・相沢川及び沿川空間の親水利用

② 緑地利用

- ・緑地・自然公園エリア : 緑地、樹林地等

③ 教育・福祉・環境・防災拠点利用

- ・既存建物利用エリア : 既存建物の再利用等
- 有機資源リサイクルシステムの確立
- ・本地区内および周辺から発生する有機資源をたい肥化し、本地区内の農地で利用するとともに、周辺の家庭や事業所等で本地区で生産される農産物を積極的に利用する「有機資源リサイクルシステム」を構築

1) 農地利用

農地利用の区域に関しては、農業形態や経営規模等を考慮して、エリア分けをし、営農意欲の高い農家が所有する農地については、基盤整備を行うことが望まれる。

□ 水田エリア

本地区の水田は横浜市において貴重な存在であるとともに、瀬谷区では田植えから稲刈りまでの農業体験事業を実施している。このことから、現況水田は、基本的には全て保全する方向で検討し、地権者・農業者の協力を得ることが必要である。

【整備例】

- ・水田の区画は現況を基本とし、水田沿いの相沢川と水田との間には散策道を設置、農地と相沢川の水辺空間を住民が楽しめるような環境を創出する。

【利用例】

- ・生産された米は近隣の小学校や福祉施設での給食等に利用することが望まれる。



水田での農作業体験の例

- ・水田では、現在実施している学童等を対象とした農作業体験の継続や田んぼの生きもの調査を行う。

□ 畑地自給エリア

本地区は小規模経営の農家が多く、農業従事者も高齢化傾向にある。このため、一部の農家では米軍施設返還後も自家消費に加え、余剰分を直売所での直販を望むことが考えられる。これらの自給的農家を対象としたエリアを設置するとともに、少量農産物も対応する直売所の設置が望ましい。

【整備例】

- ・畑は小区画（10～20 a）で整備し、農家の意向をふまえてエリアを配置する。

【利用例】

- ・自給的農家が、家庭菜園的に利用するほか、少量多品目栽培と直売所での少量販売により、生きがい農業として継続する。
- ・直売所は簡易的なものとし、休日営業等による限定的な販売を行うことなどが考えられる。



簡易的直売所等の交流の場の例

□ 畑地生産エリア

本地区では、3 ha 以上の大規模農家や果樹やハウス等を導入する営農意欲の高い農家もみられる。このため、持続的な営農を希望する農家に関しては、基盤整備や園芸施設の導入などの要望に応じて、集約・団地化するエリアを設定し、農家の要望に応じて整備を進めることが望まれる。また、農家の希望によっては果樹の観光農園等を設置することが考えられる。

横浜市では「浜なし」などの特産物を生産振興品目（横浜ブランド農産物）として認定しており、本地区でもこれらの品目の生産に努めるとともに、生産者は行政や関係機関とともに、普及活動を推進する。

【整備例】

- ・地形は基本的に現況どおりとし、大きな造成等は行わず、畑は区画整理（20～50 a）とともに農道及び排水路を整備する。
- ・地下水が豊富な場合には、農家の要望に応じて灌漑施設を整備する。
- ・換地手法により、国有地や民有地の利用も含め、農地回遊散策道、小広場・休憩場せせらぎ水路



農地回廊的散策道の例

など、市民が農業を身近に感じられる空間を創出することが望まれる。

【利用例】

- ・大規模経営農家は、農地の流動化により集積化・連担化し作業効率化を高めるとともに、市場出荷、契約栽培等により農業生産所得の向上を図る。
- ・中規模経営農家は、地域の学校や福祉施設等への給食の食材提供のための契約栽培等の新たな販売形態を検討する。
- ・小規模経営農家は、多品目栽培により、主に地区内の直売所で販売する。



観光農園の例

※本調査で実施した上瀬谷地区地権者のアンケート調査によると、100万円以上の販売があり、今後も農業を続ける意向である農家の割合は36%、また、それらの農家の経営耕地面積は地区の58%である。
上瀬谷農業専用地区は現在92haであるため、今後も農業生産を続ける農地は約53ha必要となる。

□ 市民農園・体験農園エリア

農業を継続する意思はないものの農地所有・維持志向がある地権者や農業・農地の公的役割を認識し、市民とのふれあいを要望する農家の所有する農地や国有地を対象として、市民農園や体験農園のエリアを設定し、市民に提供する。

※本調査で実施した周辺住民のアンケート調査によれば、「現在は利用していないが、今後は利用したい」と回答した割合は43%である。
本モデル地区でこれらのニーズを満たす場合、本地区から3kmの世帯数は約8万世帯（2000年、総務省WebGIS）であるため、一世帯15㎡の市民農園を利用すると、約50ha規模の市民農園が必要となる。

【整備例】

- ・1区画は市民ニーズに対応可能なように、15㎡、30㎡、50㎡等の複数タイプを整備する。
- ・付帯施設として、農作物栽培に必要な給水施設や農機具収納施設、堆肥舎、講習受講施設等を整備する。



市民農園の例

【利用例】

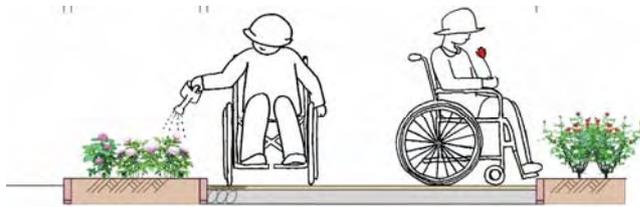
- ・市民農園の利用者は、利用ルールを遵守するとともに、農地・農業が公的役割を担っていることを理解して、農産物の栽培を行う。
- ・市民農園では、栽培指導が受けられる講習会の開催や耕運機などの農機具等の貸し出し等の市民サービスを提供する。
- ・市民農園の参加者、栽培指導者等で構成される運営委員会を設立する。

□ 学童農園・福祉農園エリア

既存建物利用エリアに隣接して、教育における農業、リハビリや癒しのなかでの農業を実践的に研究できるように、学童農園、福祉農園のエリアを配置することが望まれる。



学童農園の例



要介護者用農園のイメージ例

[福祉農園のイメージ例]

降雨時・冬期でも治療(農作業)を可能とするため、農園をハウス内に設ける。ハウス規模は用途によって中型～大型ハウスとし、灌漑排水施設等を整備する。

□ 水辺エリア

大門川及び相沢川の路線は、現況を基本とし、沿川には農地(一部緑地)とともに回廊的散策道を配置することで、地域住民が親しめる水辺空間を創出する。



水辺の例

【利用例】

- ・ 農業者だけでなく地域住民が農地・水辺を散策し、水と緑の潤いのある環境を楽しむ。
- ・ 学童は、水辺に生息する動植物を観察するなどにより、環境学習の場として利用する。

2) 緑地利用

□ 緑地・自然公園エリア

緑地・自然公園エリアは、現況の緑地や樹林地等は基本的にはそのまま残す方向で検討し、市民の憩いの場とともに、自然とのふれあいの場を創出することが望まれる。また、このエリアを核として、地区全体を市民・農業者・企業・行政が協働で管理・運営していく仕組みづくりの検討が必要である。瀬谷市民の森に隣接する区域は、連続性に配慮し、樹林地の保全・再生を図る。

【利用例】

- ・ 林産物の活用(きのこ類等)
- ・ 里山自然学校の実施(周辺住民とともに、首都圏から広く参加者を募集)

3) 教育・福祉・環境・防災拠点利用

本地区は、立地条件等から、農業とともに、教育、福祉、環境、防災の広域的な拠点として位置づけられることが望まれる。

□ 既存建物利用エリア

既存建物に関しては、可能な範囲で再利用するとともに、これらの施設が緑地のなかに配置されることを検討することが望まれる。既存建物は、教育・福祉・環境・実践的教育の場及び防災活動に係る救援物資、救援活動要員の集積等として利用することが考えられる。

【整備例】

- ・本地区で使用する電力や燃料の一部は、風力・太陽光・バイオマス等の自然エネルギーを導入し、自然にやさしいエコ・ファームを創出する。

【利用例】

- ・「農地・農業・自然と直結した食育・環境教育」の実践
(都市部での食育は、農地・農業が身近にないことから、農産物の栽培の大変さ、採りたての美味しさなどが実感できない状況にある。このため、本地区では農地利用を主体とすることで、より多くの児童等の食育・環境教育の場(農作業・農産加工体験、給食での地場産の食、自然観察・調査等)として利用する)
- ・「農地・農業・緑地が手助けする福祉」の実践
(生産・収穫の喜びや農作業を通じた高齢化防止、園芸療法によるリハビリテーションなどの場として利用する)

■ 有機資源リサイクルシステムの構築

農業のもつ物質循環機能を活かし、周辺地域も含めて「有機資源リサイクルシステム」を構築することが望ましい。

【利用例】

本地区内で発生する農産物収穫残さや緑地等の剪定枝・落ち葉、及び周辺地域の家庭や事業所、給食センターから発生する生ごみ等の有機資源をたい肥化し、モデル地区内の農地で利用するとともに、そのたい肥を利用してモデル地区内で生産された農産物を地区周辺の家庭や事業所、給食センターで利用する。

現況土地利用



整備イメージ



▲区画整理(農道・水路・ハウス・堆肥化施設等の整備)



▲水田の保全



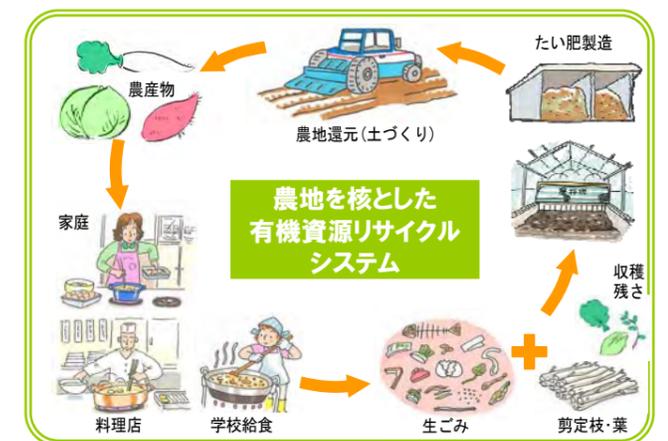
▲市民農園・体験農園の設置



▲福祉農園の設置



▲緑地の保全



▲有機資源循環システムの確立

(3) 今後の課題

本モデル地区のより良い計画づくりにあたっての留意事項・課題を、以下に示す。

1) しっ皆意向調査の実施

本事業では、地権者の今後の農業に関する意向調査、及び周辺住民の都市農業およびモデル地区の意向調査を、アンケート（一部聞き取り調査）を実施した。これら調査は、地権者からの返信は一部に留まっているとともに、周辺住民に対するアンケート調査も特定の町目を抽出して実施したものである。

モデル地区は 200ha に及ぶ貴重な空間であり、今後の利用については、地権者のみならず周辺住民も含めて、今後の利用意向を把握し、具体的な利活用方策を検討していく必要がある。

2) 生物調査の実施

本事業の周辺住民へのアンケート調査では、他の都市住民へのアンケート調査結果と比較し、農地・農業の役割として「生き物の生息環境」への回答率が高かった。また本地区内には、今後の土地利用においても重要なファクターとなる相沢川の源流地や貴重な水田がある。

そのため、本モデル地区では、環境との調和に配慮した土地利用や整備事業の実施が重要であるため、その基礎となる「生物調査」を実施し、優れた環境提供空間としての整備等を図っていくことが重要である。

3) エリアマネジメントの実施に向けた取り組み

郊外に残された貴重な農地・自然環境空間である本モデル地区においては、モデル地区全体を1つの空間を考え、利用・管理を図っていくエリアマネジメントを実施していくことが望ましい。

そのため、関係者である農業者・市民・企業・行政の協働と連携により、構想づくりから始め、具体的な管理運営を事前に検討していくとともに、関係者間の意向等を調整する NPO 法人等のコーディネーター役を確保し、このコーディネーターがエリアマネジメントを実施していくことを念頭に置いた取り組みが必要である。

3. 他地域に展開するための方策・課題

モデル地区における農業振興方策及び土地利用等を他地域に展開するための方策・課題は、以下のとおりである。

(1) 農地・農業の公的役割の認識を高めるための手法

都市部における農地・農業は、永年にわたり公的役割（多面的役割）を担い、貴重な環境を住民等に提供している。しかし、これまでは多くの住民がその重要性を認識しないととも、地権者の意向が重視されたことから、消失する傾向にあった。今後は、農地・農業の公的役割の認識を高める取り組みが重要であると考えられる。このため、公的役割の認識を高める手法とともに、農地や周辺緑地の新たな所有方法や農地保全のための支援方策を検討することが必要である。また、この取り組みは、一部の地域だけでの取り組みでは効果がなく、都市部の関係機関が共通認識のもと、連携して全域で行うことが必要である。

(2) 農業者・市民・企業・行政の協働・連携による農地・自然環境の保全手法

都市農業の振興を図るためには、農地・農業及び周辺緑地が、公的役割を担っていることの認識のもと、各地域において、農業者だけでなく、市民、企業、行政が協働・連携のもと、農地・自然環境を保全していく手法（住民参加による体制づくり、展開方策等）を検討していくことが必要である。

(3) 地域住民との関わり手法

都市部では、農外所得により経営が安定的な農家が多いことから、農業を継続していくためには、周辺住民の農業への理解が重要となる。このため、農家においては、地域住民のニーズに対応して、農地の一部を市民農園や体験農園等として住民に提供することや学童農園としての利用を検討する。また、新鮮で安心・安全な農産物として一部を直販等により住民に販売することも考えられる。

(4) 担い手育成と技術継承の仕組みづくりの確立

都市農業においては、公的役割を果たすためには、担い手の確保・育成が課題の一つである。このため、都市農業の担い手としての市民農園利用者や農業ボランティアの位置付け、農家の共同による農業法人の設立や技術研修や新規就農の受け入れ体制など、段階的な幅広い担い手の育成について、市民・農業者の参加のもとに検討していくことが必要である。

(5) 都市部の農地・農業の保全のための新たな制度の検討

都市部の農地は、農村部と異なり、地権者においては高価値な財産である一方、市民においては貴重な環境である。このため、都市部の農地・農業の保全のためには、農地を地権者の財産のみとして取り扱うのではなく、農地を公益性の高い資産として位置づける新たな制度（農地転用の厳格化等）を検討することが望まれる。